

# 家畜衛生だより

令和2年7月発行  
最上家畜保健衛生所  
最上地域家畜畜産物衛生指導協会  
Tel: 29-1357 Fax: 23-2944

## 飼養衛生管理基準の改正の概要-牛・鶏・馬 第1回

今回の飼養衛生管理基準の改正では、家畜防疫に関する基本的なことや衛生管理区域の衛生状態の確保、病原体の侵入防止等に関して、感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに見直しされました。

飼養衛生管理基準「牛、めん羊、山羊」「鶏その他家きん」「馬」については、令和2年10月1日に施行されますが、準備が必要となる一部の項目は以下のスケジュールで施行されますので、今回そのポイントをお知らせします。

### 放牧制限の準備（牛・めん羊・山羊等）

◎令和3年10月1日施行

口蹄疫等の家畜伝染病が発生した場合は、放牧が制限されます。これに備え、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷もしくは移動のための準備が必要となります。



第4回で詳しくお知らせします。

### 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

◎令和4年2月1日施行

従事者や農場に出入りする外部の事業者がこのマニュアルを遵守するように、印字した冊子を配布したり、看板を設置することなどにより、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者への周知を徹底する必要があります。

【マニュアル記載内容例】

- ・猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ・海外からの肉製品の持込みに関する注意喚起
- ・野生動物の衛生管理区域内への侵入防止（ほか）



次回は衛生管理区域への病原体の侵入防止対策についてお知らせします！

最上家畜保健衛生所 電話 0233-29-1357（休日・夜間も対応）